

米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る計画の認定事務  
処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第15条から第21条までに規定する計画の認定等に関する手続に関し、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年米子市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る指示等)

第2条 市長は、特定既存耐震不適格建築物のうち法第15条第2項各号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため必要があると認めるときは、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、別記様式第1号に規定する指示書により指示を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の指示を行うに当たり、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対し法第15条第4項の規定により当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係る事項並びに耐震診断及び耐震改修の状況について報告を求める場合には、当該所有者等に対し、別記様式第2号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

3 前項の要求を受けた所有者等は、別記様式第3号に規定する報告書により、当該要求に対する報告を行うものとする。

(第三者判定機関による事前の評定)

第3条 建築物の耐震改修の計画（以下「改修計画」という。）について法第17条第3項の規定による認定を受けようとする者は、当該認定に係る同条第1項の申請を行う前に、当該申請に係る建築物の改修計画について、次の各号に掲げる者（以下「第三者判定機関」という。）のいずれかによる評定を受けるものとする。

(1) 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会

(2) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置している者

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

(計画の認定の申請)

第4条 建築物の改修計画について法第17条第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令第28条に定めるところにより作成した申請書（同条の規定により添付する書類を含む。以下単に「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書の提出部数及びその添付書類は、当該改修計画が、建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要さないものである場合は第1号、第2号、第7号及び第8号に定めるところとし、当該確認又は通知を要するもの（以下「建築確認等を要する計画」という。）である場合は第3号から第8号にまでに定めるところとする。

(1) 正本1部

(2) 副本1部

(3) 正本（確認申請書又は計画通知書を含む。）2部

(4) 副本（確認申請書又は計画通知書を含む。）1部

(5) 建築工事届及び除却届（建築基準法第15条第1項の規定に該当する場合に限る。）

(6) 建築計画概要書

(7) 前条の規定による評定の結果の写し

(8) 耐震診断結果概要書（第三者判定機関による耐震診断の判定を受ける際に当該機関に提出した報告書のうち、耐震診断結果の概要が分かる書類（計算結果等詳細資料を除く。）をいう。）

（受付等の事務処理）

第5条 市長は、申請書の提出があり、これを受け付けたときは、別記様式第4号に規定する処理簿及び別記様式第5号に規定する耐震改修認定台帳に必要な事項を記載するものとする。

2 市長は、申請書に記載された建築物の改修計画が建築確認等を要する計画であるときは、前条第2項第3号から第6号までに掲げる書類を添付した別記様式第6号に規定する同意書により、建築主事に対し法第17条第4項の規定による同意を求め、及び当該建築物の所在地を管轄する消防長等に対し同条第5項において準用する建築基準法第93条第1項の規定による同意を求めるものとする。

3 建築主事は、前項の規定による求めに対し、同意する場合は別記様式第7号に規定する通知書により、同意しない場合は別記様式第8号に規定する通知書により、市長に対し、その旨を通知するものとする。

（計画の認定）

第6条 市長は、提出された申請書（第4条第2項の添付書類を含む。次条第1

項において同じ。)の内容を審査し、当該建築物の改修計画が法第17条第3項に定める基準に適合すると認めるときは、同項の規定による認定(以下「計画の認定」という。)をするものとする。

2 市長は、計画の認定をしたときは、別記様式第9号に規定する通知書に申請書の副本を添付し、これを申請者に交付するものとする。

3 市長は、計画の認定に係る改修計画が建築確認等を要する計画であるときは、当該計画の認定に係る法第17条第4項の規定による同意した建築主事に対し、別記様式第10号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

(計画の認定の拒否)

第7条 市長は、提出された申請書の内容を審査した結果当該建築物の改修計画が法第17条第3項に定める基準に適合しないと認めるとき又は建築主事から同条第4項の規定による同意を得ることができなかつたときは、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に対し、別記様式第11号に規定する通知書により、計画の認定をすることができない旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請者に対して計画の認定をすることができない旨の通知を行ったときは、当該計画の認定について法第17条第4項の規定により同意を求めた建築主事に対し、別記様式第12号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

(計画の認定を受けた建築物の書類の閲覧)

第8条 法第17条第5項において準用する建築基準法第93条の2の規定により閲覧に供する書類は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項第1号に規定する建築計画概要書とし、その閲覧については、米子市建築計画概要書等の閲覧に関する規程(平成17年米子市訓令第38号)に定めるところによるものとする。

(計画の変更)

第9条 第2条から前条までの規定は、計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が当該計画の認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)の変更をしようとする場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「省令第28条に定めるところにより作成した申請書(同条の規定により添付する書類を含む。）」とあるのは、「別記様式第13号に規定する耐震改修計画変更認定申請書(」と読み替えるものとする。

2 市長は、法第18条第1項の規定により認定計画の変更の認定をしたときは、認定事業者に対し、別記様式第14号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

(工事現場の表示)

第10条 認定事業者は、認定計画（法第18条第1項の規定による変更の認定があった場合は、当該変更後の認定計画。以下同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修工事を実施する場合には、当該工事現場の見やすい場所に、別記様式第15号に規定する表示板を掲出しておくものとする。

（報告の徴収）

第11条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事が完了したときは、市長に対し、別記様式第16号に規定する報告書により、その旨を報告するものとする。

2 認定事業者は、法第19条の規定により計画認定建築物の耐震改修の状況について報告を求められたときは、市長に対し、別記様式第17号に規定する報告書により、その状況を報告するものとする。

（完了検査）

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、速やかに、検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査を行った結果、認定事業者が認定計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていることを認めるときは、検査済証（別記様式第18号）を交付するものとする。

（改善命令）

第13条 市長は、認定事業者が認定計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認める場合における法第20条の規定による当該認定事業者に対する命令は、別記様式第19号に規定する改善命令書により行うものとする。

2 市長は、前項の命令を行った場合において、当該認定計画が建築確認等を要する計画であるときは、当該認定計画について法第17条第4項の規定による同意をした建築主事に対し、別記様式第20号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

3 第1項の命令を受けた認定事業者は、速やかに、当該改善のために必要な措置をとり、その結果を別記様式第21号に規定する報告書により市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告に係る計画認定建築物の耐震改修に係る認定計画が建築確認等を要する計画に係るものであるときは、当該耐震改修に係る認定計画について法第17条第4項の規定による同意した建築主事に対し、別記様式第22号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

（計画の認定の取消し）

第14条 市長は、法第21条の規定により認定計画に係る認定を取り消すとき

は、当該認定事業者に対し、別記様式第23号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行ったときは、当該取消しに係る認定計画が建築確認等を要する計画である場合には、当該取消しに係る認定計画について法第17条第4項の規定による同意をした建築主事に対し、別記様式第24号に規定する通知書により、その旨を通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

- 第15条 申請者は、申請を取り下げようとするときは、市長に対し、別記様式第25号に規定する届出書を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。